

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA（以下「会社」という。）に入社し、同月〇日から、B国にあるC工場において管理事務に従事することとなった。

請求人は、同年〇月頃から、不眠、目まい等の症状が出現し、同年〇月からは吐き気、頭痛等の症状が加わり、その後症状が悪化し、同年〇月〇日D病院に受診したところ「抑うつ気分を伴う適応障害、不眠症、うつ病」と診断された。

請求人は、不法就労の強要、雇用条件に関する契約違反、長時間労働、退職の強要や上司のいじめが心理的負荷となり精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人のB国での業務は、海外派遣であり、労災保険法による特別加入をしていないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人のB国での業務が海外出張に該当するか否か及び請求人が発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、精神障害を発病した段階では、未だ試用期間であったこと、またタイムカードには本社〇〇部所属とされているなどの理由から、B国での就労は海外出張であったとみなされるべき旨主張しているので、この点につき検討すると、以下のとおりである。

(2) まず、日本から海外の事業所に赴任し、当該地で就労をする場合、それが海外派遣であるか海外出張であるかの判断は、赴任期間の長短や赴任の立場などに左右されるものではなく、当該赴任者が海外の事業場に所属して当該事業場の使用者の指揮に従って勤務するものである場合には、「海外派遣者」とみなされ、国内の事業場に属しながら単に労働の提供の場が海外にあるに過ぎない場合は「海外出張者」とみなされるものである。後者の例としては、商談・打ち合わせ等、業務連絡のための一時的滞在や突発的なトラブル対応のための臨時の出国などが想定されるものであり、海外の事業場で業務を遂行することを予定されている場合には、通常「海外派遣」と考えるべきものである。この点、労災保険法施行規則第46条の25の2は、海外派遣の特別加入について、対象労働者全員を包括的に加入申請することを求めておらず、事業主が任意に選択した者について個々に申請を行うことができるとしていることからみても、海外の事業場で就労することを予定されている場合には、労災保険法第36条の規定に基づく特別加入の手続きをすることを要するものと判断すべきである。

(3) そこで、本件についてみると、請求人は少なくとも就労ビザが発給された平成〇年〇月〇日の前日までは海外出張であったとみなされるべきであると主張

するが、上記のとおり、海外派遣か海外出張かの判断においては、就労ビザの取得の有無は要件とはならず、就労の実態が上記のいずれの場合に属するかが問題とされるどころ、請求人は、C工場を勤務地として採用され、何らかの一時的な業務上の必要性からB国の事業場に出張をしたとは主張しておらず、また、同年〇月〇日から請求人が発病したと主張する同年〇月までの期間においてC工場において勤務しており、会社の配慮により会社の費用で家族に会うために一時帰国していることからみて、当該地の事業場において就労するために派遣されていたものであることは明らかである。

- (4) さらに、請求人は、会社において、その堪能とされる語学力を理由にC工場の最高責任者の候補として雇用されており、組織構成上も当該地の事業部に組み込まれているものであり、指揮命令も、C工場の代表権を持ち、副社長であるE顧問と事業部の責任者であるF常務から受けていたことが認められる。

請求人は、発病時点においては、試用期間の時期にあったことから「海外派遣者」とみなされるべきではないとの主張を行うも、上記のとおり、「海外派遣者」であるか「海外出張者」であるかは、雇用や就労の実態をもって判断すべきものであり、試用期間であったか否かは同判断を左右するものではない。当審査会としては、海外に赴いた時点での労働者の雇用上の地位など、個別具体的な事情により判断を左右させることは、特別加入制度の安定的な運用を妨げる事態を生じせしめるとともに、使用者の責任逃れないしは労働者の保護を欠く結果をもたらす危険性があると判断するところである。

- (5) なお、請求人は、本件請求において、労災保険の適用については自らを「海外出張者」と位置づけるべき旨主張する一方で、就労ビザのない不法な就労を強いられたことが発病の原因であると主張するが、B国で就労することを目的としない単なる「海外出張者」であれば、就労ビザを有しないことも一般的にあり得ることであり、その主張は明らかに矛盾しているものである。

したがって、請求人は海外出張者であったとの主張は認められない。

- (6) 次に、当審査会としては、請求人が仮に海外出張者に該当するとして、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かについても一応検討することとしたところ、以下のとおりである。

- (7) 労働局地方労災医員協議会精神部会（以下「専門部会」という。）の意見書によると、請求人は平成〇年〇月下旬に、ICD-10診断ガイドラインの「F

41. 2 「混合性不安抑うつ病障害」を発病したとしている。

(8) 当審査会としては、公開審理において、過去の労災保険給付について秘匿しようとする形跡が見られたこと及び経歴について正確な情報を提供していないものと認められることから、発病の時期及びその原因等について再度検討する必要があると判断し、G医師に精神医学的意見を求めたところ、以下のような回答を得た。

「事件番号 平成25年労第336号 再審査請求人 に関する
精神医学的意見書

平成〇年〇月〇日

H病院 顧問
I 大学名誉教授 G

労働保険審査会会長より上記再審査請求人について下記の4項目について精神医学的意見を求められたことから、請求人の提出した資料、監督署長の提出した資料および審査官の提出した資料、そして今回新たに労働基準監督署長及びJから提出を受けた資料などを基に、以下のとおり、精神医学的意見書を作成した。

1 請求人の発病の時期・業務起因性等について

請求人の陳述では「平成〇年〇月に入社してすぐの時期から、朝起きると憂鬱な気分でした。また、同時に胃が痛むことが時々ありました」とのことであり、また、「昔からストレスが溜まると下痢することがよくあった」とも記されている。日本での研修を経て〇月〇日Bに入国。その後身体的不調は悪化したようで、「〇月になると、下痢が激しくなって、〇月〇日にD病院に受診」（診断名：急性下痢）とある。その後不眠やめまい、吐き気、頭痛、胸痛や胸苦しさなど身体症状の増加は認められるものの、基底にはストレスで下痢をしやすい過敏性腸症候群（心身症^註）が昔からあり、平成〇年〇月〇日のA入社時には軽いうつ傾向もあったといえることができる。

Bの上記病院の受診歴を見ると、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日

までの間18回を数え、病名として急性下痢や急性胃腸炎、咽頭炎、さらに喘息、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎などのアレルギー性疾患や心身症に該当するものが並んでいる。高尿酸血症・痛風、高脂血症、高血圧などの成人病も認められている。平成〇年〇月〇日内科から紹介されて初めて精神科を受診して、「抑うつ気分を伴う適応障害・不眠症・うつ病」と診断された。B入国後の症状悪化を新しい環境への適応障害と捉えたものと思われる。

資料の情報が限られるため、確定診断はできないが、心身症症状を伴う軽うつ病が疑われる。各種身体症状をうつ病によるものとする見解もあろうが、普段から過敏性腸症候群や喘息が認められたことを考慮すると、上記診断名に見る身体症状の多くは心身症症状とみるのが正しいと考える。

また、発症の誘因は時期的に一致していることからA入社自体も考えられるが、それでは誘因から発症まで短すぎて、精神医学的にあり得ない。むしろ後述する請求人が隠していた、前の会社Jでの退職にまつわるトラブル等が関係していた可能性が大きい。

精神部会の発症の時期は平成〇年〇月〇日の受診を根拠に〇月下旬としているが、既述のように下痢症状で既に〇月〇日に同病院を初診しているため、それではあまりにも遅すぎる発症時期の認定であり、賛成できない。請求人本人の陳述を尊重するならば、発症時期は平成〇年〇月〇日以前ということになる。請求人が主張する今回の労災請求事由はすべてBでの業務に関わることであり、発症の段階ではそれらはまだ発生していない。したがって、請求人の陳述を信用する限り発症の時期は〇月〇日以前であるから、診断名の如何に関わらず、請求人の主張するAの業務起因性にはあり得ないことである。

註：心身症の定義 身体疾患の中で、その発症や経過に心理社会的因子が密接に関与し、器質的ないし機能的障害が認められる病態をいう。ただし、神経症やうつ病など、他の精神障害に伴う身体症状は除外する。

2 請求人の休業時期とその原因について

平成〇年〇月半ばから休業になった原因はその頃強くなった頸椎間板ヘルニアによるとされる首から右肩、右腕にかけての痛みと右肩から右手にかけての痺れ、右背筋痛やめまいによるもので、うつ病などの精神症状の悪化が

原因ではない。

請求人の精神症状の推移については情報が無いが、平成〇年〇月〇日転院したKの病院で過敏性腸症候群、うつ状態と診断され、〇月半ば日本の病院で上記の診断がなされていることから、心身症やうつ状態は程度の変動はあれ、持続していたと思われる。ビザなし就労が心身の不調の最大要因と主張するならば、それが解決しても症状が持続していた事実は適応障害の診断根拠を失わせることになる。

3 請求人の子に生じた骨折事故の心理的負荷の強度について

Bへの出発〇日前に起きた〇歳の子の肘部骨折は突然の出来事で、親としてそれなりのショックはあったことと思われるが、たとえ入院手術を要したとしても、その期間は長くて数週間の、回復は保障された事故であるので、具体的出来事「配偶者や子供が重い病気やケガをした」に当てはめたとしても、その心理的負荷の強度は「Ⅱ」程度であると判断する。なお、「Ⅲ」の場合は予後不良ないしは、長期の入院を要する重病や重傷を意味する。

4 請求人の個体側要因について

(略) 以上のように、請求人には外的な誘因、ストレスに反応して心身の不調を引き起こしやすい性格、体質があり、個人の脆弱性はかなりあると言わざるを得ない。(略)

以上」

(9) 以上のように、G医師は意見書において、請求人の疾病名については、「資料の情報が限られるため、確定診断はできない」としつつも、請求人の基底にはストレスで下痢をしやすい過敏性腸症候群（心身症）があったとし、請求人が発病した精神障害については、「心身症状を伴い軽いうつ病が疑われる。」もので、その発病時期については、請求人の申述を信頼するのであれば平成〇年〇月〇日以前と所見している。本件の経緯及び請求人の申述等、すでに提出されたすべての資料から総合的に判断して、当審査会は、G医師の当該所見を妥当なものとして判断する。

したがって、請求人は、会社の入社前にすでに精神障害を発病していたことになり、平成〇年〇月から〇月までにかけてなされたBでのビザなし就労とい

う事実が発病の最大の理由となったとする請求人の主張は認められず、仮に請求人が海外出張者に該当すると認めたとしても、請求人の精神障害を業務上の事由によるものとみることはできない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。